

記者提供資料（平成18年11月7日）

都市計画総局計画部計画課（中井、加古）

TEL：078-322-5486

中央区東川崎町1丁目市有地の土壤調査結果と対策について

◆概要◆

- (1) 神戸ハーバーランド地区内にある神戸市所有地について、土壤汚染対策法に規定された調査方法で土壤調査を実施した。
 - ・土地所在地：神戸市中央区東川崎町1丁目5番5号
 - ・面積：4,792㎡
- (2) 調査の結果、土地の一部で土壤汚染対策法に基づく基準値を超える砒素が検出された。
- (3) 基準値を超える砒素が検出された汚染土壤については対策工事を行う。

◆土壤調査の結果◆

- (1) 土地の一部から、砒素の土壤溶出量が基準値を超えて検出された。汚染の範囲は、地表面から深さ5m以内の土壤で、面積は200㎡であった。
 - (基準値0.01mg/Lに対し、最大で1.2 mg/Lで、基準値の120倍)
 - また、砒素の土壤溶出量が基準値を超えた地点において地下水を調査したところ、地下水の環境基準値を超える砒素が検出された。
 - (基準値0.01mg/Lに対し、最大で1.8 mg/Lで、基準値の180倍)
- (2) 土壤汚染対策法に定める特定有害物質のうち、砒素以外で基準値を超えるものはなかった。
- (3) 土壤汚染の原因は、特定できなかった。

◆人の健康への影響◆

土壤溶出量及び地下水において基準値を超える砒素が検出されたが、その基準値は土壤に含まれる有害物質が地下水に溶け出し、人がその地下水を長期間摂取することにより健康に影響を与える可能性に基づき定められたもので、本件の対象地周辺に井戸は存在していないことから、本件の土壤汚染による健康影響は無いと考えられる。

◆土壤汚染対策について◆

土壤汚染対策として、基準値を超える砒素が検出された汚染土壤については、対策工事を行う。

- ・工事内容：土壤の掘削除去、地下水の処理
- ・工事範囲：面積200㎡、深さ5m
- ・工事時期：関係者と調整の上、速やかに実施予定

◆参考◆

(1) 用語解説

土壤汚染対策法

土壤汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まったことを受け、土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。平成15年2月15日施行。

特定有害物質を使用する特定施設の使用廃止時など、汚染の可能性の高い土地について、土地利用変更等の一定の機会をとらえて調査することや、調査の結果、土壤汚染が判明し、それによって人の健康に係る被害が生ずる恐れのある場合には、必要な措置を講じること等を定めている。

土壤溶出量基準

地下水等の摂取に係る健康影響を防止する観点から、土壤汚染対策法で定められている基準。揮発性有機化合物、重金属等、農薬等25物質について設定されている。

砒素

硫化鉄鉱等の金属硫化鉱物に伴って産出される半金属。用途として、半導体の原料、木材の防腐、防蟻剤、触媒、脱硫剤、ガラス脱色剤があり、過去には農薬として使われていた。砒素中毒症状として、体重減少、悪心、反復性の下痢と便秘、皮膚の色素沈着、角化症、いぼ、多発性神経炎、爪の横断白線、肝障害などがある。

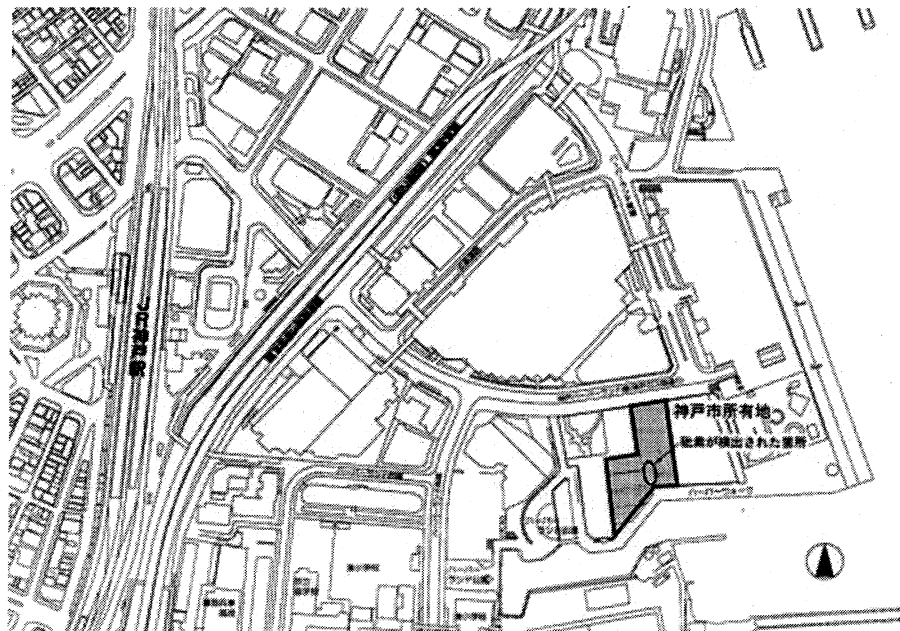
(2) 本件土地の履歴

明治30年代～ 三菱倉庫株式会社の倉庫として利用（～昭和62年）

平成 5年 ハーバーランド地区の土地区画整理事業により神戸市所有地となる

※なお、本件土地は過去に特定有害物質を使用する特定施設（水質汚濁防止法に規定されている）の使用に供しておらず、土壤汚染対策法に規定する調査の適用対象には位置付けられてはいないが、市が任意で調査を実施したものである。

<位置図>



土壌、地下水汚染に係る基準

分類	特定有害物質の種類 (25物質)	土壌汚染対策法に基づく指定基準		地下水環境基準
		溶出量基準	含有量基準	
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	四塩化炭素	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	—	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	—	0.02mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—	0.04mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—	0.02mg/L以下
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	0.01mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	—	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	—	0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	—	0.03mg/L以下
	ベンゼン	0.01mg/L以下	—	0.01mg/L以下
	第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
六価クロム化合物		0.05mg/L以下	250mg/kg以下	0.05mg/L以下
シアン化合物		検出されないこと	50mg/kg以下 (遊離イオンとして)	検出されないこと
水銀及びその化合物		水銀が0.0005mg/L以下、かつメチル水銀が検出されないこと	15mg/kg以下	水銀が0.0005mg/L以下、かつメチル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物		0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
鉛及びその化合物		0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
砒素及びその化合物		0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
ふっ素及びその化合物		0.8mg/L以下	4,000mg/kg以下	0.8mg/L以下
第三種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003mg/L以下	—	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	0.02mg/L以下	—	0.02mg/L以下
	チウラム	0.006mg/L以下	—	0.006mg/L以下
	PCB	検出されないこと	—	検出されないこと
	有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと

※検出されないこととは、定められた方法によって測定した結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。